CURRENT EXPLANATION

時事解説

最近の特許行政動向と，知財の活用について

ー平成22年度・特許庁との懇談会報告ー

(社)日本溶接協会特許委員会
委員長 平田　好則，幹事 立花　知之・篭原　義二

1　はじめに

特許委員会では，(社)日本溶接協会会員企業の知的財産戦略の一助となるべく，特許庁および関係省庁の方々との懇談会を毎年行っている。

本年度の懇談会は，東京にて2010年12月14日，35名の参加者を得て，**表1**の講演テーマについて具体的かつ有意義なご解説ご講演をいただいた。

知的財産権は，その企業における経営戦略，事業戦略とリンクして，はじめて有機的な「創造」,「保護」,「活用」が図れるべきものである。本年度は，これまであまり具体的な議論がなされてこなかった知財の「活用」に関して考える契機とするため，これらの講演テーマを特許庁の方々と相談しつつ選んで頂いた。

本懇談会が，最近の特許行政動向を知る場になったとともに，知財を活用するということはどういうことかを，いくばくかは考える機会となったのではと思われる。加えて，本懇談会の意義には，特許庁と溶接関連業界との情報・意見交換の場としての役割もあり，短時間の質疑応答ではあったが，貴重な交流の場ともなったとも思われる。

以下に，本懇談会の内容や，質疑応答についての抜粋を解説する。

表1　2010年度懇談会のテーマと講演者

講演テーマ	講演者(敬称略)
「明細書，特許請求の範囲又は図面の補正（新規事項)」の審査基準改訂（H22年6月）の解説	特許庁特許審査第二部生産機械（特殊加工）室長　内藤 真徳
【知を使う知】知的財産の戦略的マネジメントのために ～特許庁における知財戦略策定・実行への支援施策	
「溶接業界の特許出願・審査等に関する統計」の解説	特許庁特許審査第二部生産機械（特殊加工）審査官　中島 昭浩
知財の活用のために ～知的資産経営・営業秘密管理・ロイヤルティ料率調査の概要～	経済産業省知的財産政策室 課長補佐　石原 徹弥

2　「明細書，特許請求の範囲又は図面の補正(新規事項)」の審査基準改訂(平成22年6月)の解説

平成20年5月30日になされた知財高裁の大合議判決（平成18年（行ケ）第10563号）「ソルダーレジスト事件」では，補正が許される範囲についての判示がなされた。

その後の知財高裁判決においても，一貫してその判決例が引用され，また，特許庁における審査実務としても固まってきたことにより，「明細書，特許請求の範囲又は図面の補正（新規事項)」の審査基準が改訂され，平成22年6月1日以降の審査に適用されている。本講演では，その改正点について詳細にご解説を頂いた。

そもそも，明細書ならびに特許請求の範囲についての「補正」においては，「新規事項の追加」は許されていない。その理由は，出願日が確保されている出願内容について，後出しで新規な発明を追加できるとすれば，「先願優位の原則」に反することとなるからである。これは，いわば「先願主義の実質的確保」であり，当該補正が「新規事項の追加」と判断される場合には，拒絶理由または無効理由となり，最後の拒絶理由通知に応答する補正または拒絶査定不服審判請求時の補正の場合であれば，補正却下となることで，原則的に禁じられている。特許法第17条の2第3項には，「…明細書，特許請求の範囲又は図面について補正をするときは，…願書に最初に添付した明細書，特許請求の範囲又は図面（…）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。」とあって，これが「新規事項の追加」を許さない法的根拠である。

ところが，「新規事項の追加」であるのか否かの判断がしづらい場合として，明示的に記載されていなくとも，当業者であれば自明の場合等が考えられる。そこで，そのような場合の判断基準をより明確にするため，今般，

審査基準が改訂されたものである。その改正の要点は，

A．補正の根拠となる「明細書又は図面に記載した事項」とは何か？について，一般的定義を新設した点。

これまでも「補正」は，当業者によって明細書または図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であれば，必ずしも出願時の明細書中に明示的に存在していなくとも補正が許されていたが，当該補正が，そのようにして導かれる技術的事項との関係において，新たな技術的事項を導入しないものであるときは，「明細書又は図面に記載した事項の範囲内において」するものということができるという一般的定義を設けたという点。

B．「新たな技術的事項を導入しないもの」とは何か？について，３つの類型を整理した点。

類型①：補正された事項が“明示的記載＋自明”な事項である場合は，特段の事情がない限り，新たな技術的事項を導入しないものであるとした大合議判決を受け，“明示的記載＋自明”な事項である場合は，「新たな技術的事項を導入しないもの」として補正を認めることとした。

類型②：従前の審査基準の「各論」において「補正が認められる」とされているものは，「新たな技術的事項を導入しないもの」として補正を認めることとした。

類型③：従前の審査基準において「補正が認められない」とされているものは，「新たな技術的事項を導入しないものとはいえない」として補正を認めないこととする。

したがって，「当初明細書等に記載した事項」とは，当業者によって，当初明細書等のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項であって，当該補正が，そのようにして導かれる技術的事項との関係において，新たな技術的事項を導入しないものであるときは，当該補正は，「当初明細書等に記載した事項」の範囲内においてするものである，ということができる。

より具体的に言えば，「自明」とは，出願時の技術常識を勘案して，当業者であれば，その意味であることが明らかであって，その事項がそこに記載されているのと同然と理解する事項のことである。自明の範囲であれば，補正が許されると考える。

また，特許請求の範囲についての補正の場合，発明特定事項の一部の削除による上位概念化や，特許請求の範囲と明細書に記載されたものを上位概念化する補正において補正により新たな技術上の意義が追加されないことが明らかな場合は，当初明細書等に記載した事項の範囲内でする補正といえるので，補正が許される類型となる。逆に，上位概念化により当初明細書等にない事項が追加された場合や，下位概念化により当初明細書等に記載した事項以外の個別化がなされている場合は，新規事項の追加と判断される。

数値限定を追加する補正は，その数値限定が，当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである場合は許される。例えば，発明の詳細な説明中に「望ましくは24～25℃」との数値限定が明示的に記載されている場合には，その数値限定を請求項に導入することができる。

また，24℃と25℃の実施例が記載されている場合は，そのことをもって直ちに「24～25℃」の数値限定の補正が許されることにならないが，当初明細書等の記載全体からみて24～25℃の特定の範囲についての言及があったものと認められる場合（例えば，24℃と25℃が，課題・効果等の記載からみて，ある連続的な数値範囲の上限・下限等の境界値として記載されていると認められるとき）もある。

また，「除くクレーム」方式の特許請求の範囲の補正についての例示もなされている。「除くクレーム」とは，請求項に記載した事項の記載表現を残したままで，請求項に係る発明に包含される一部の事項のみを当該請求項に記載した事項から除外することを明示した形式の請求項をいう。補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで，補正により当初明細書等に記載した事項を除外する「除くクレーム」は，除外した後の「除くクレーム」が当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである場合には，その「補正」は許される。

補正が許される「除くクレーム」の類型は以下。

（イ）請求項に係る発明が，先行技術と重なるために新規性等（特29条第１項第３号，特29条の２又は特39条）を失う恐れがある場合に，補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで，当該重なりのみを除く補正。

（ロ）請求項に係る発明が，「ヒト」を包含しているために，特29条柱書の要件を満たさない，あるいは，特32条に規定する不特許事由に該当する場合において，「ヒト」が除かれれば当該拒絶の理由が解消される場合に，補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで，当該「ヒト」のみを除く補正。

「補正が許される」他の類型として，「先行技術文献情報や内容の追加」がある。先行技術文献情報は，なるべく【先行技術文献】，【特許文献】の見出しをつけて追加すべきである，また，先行技術文献の内容は，【背景技術】の欄に追加すべきである。ただし，(1) 本願発明に影響を与える補正は許されず，本願発明の評価に関する

先行技術文献情報の追加や，本願発明の実施に関する情報の追加がこれにあたる。加えて，許されない補正の例として，(2) 具体例の追加，(3) 発明の効果の追加（当初明細書等に記載された発明の構造，作用・機能から自明なものを除く），(4) 無関係・矛盾する事項の追加，(5) 不整合記載の解消／明瞭でない記載の補正，がある。

当初明細書中の矛盾する二以上の記載について，いずれが正しいかが，当初明細書等の記載から，当業者にとって明らかであれば，正しい記載に整合させる補正は許される。また，それ自体では明瞭でない記載であっても，その本来の意味が，当初明細書等の記載から，当業者にとって明らかな場合は，これを明瞭化する補正であれば許される。

なお，補正の際には下線を施すことより補正箇所を示すことと，意見書（自発補正の時は上申書）において，補正の根拠となった当初明細書等の記載箇所を示し，補正が当初明細書等に記載した事項の範囲内のものであることを説明することが，「特許法施行規則：様式13備考６or備考７)」で決まっているので注意されたい。

3　【知を使う知】知的財産の戦略的マネジメントのために～特許庁における知財戦略策定・実行への支援施策

特許庁では，企業の知的財産戦略策定の参考とするため，種々の支援事業を立ち上げているので，以下にそのいくつかを紹介する。

① 国際競争激化の中，公開が前提となる特許権を取得するか，ノウハウ（営業秘密）として秘匿するかを峻別し，特許権取得を選択した場合には，海外でも権利化していく等の戦略的な取組が必要である。

そのような企業の知的財産戦略策定の参考とするため，「知財戦略事例集」を公表（2007年４月）し，また，秘匿する場合に考慮しておきたい先使用権についての円滑な活用のために「先使用権制度ガイドライン」を公表（2006年６月）している（以下URLを参照されたい)。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/shiryou_ chiteki_ keieiryoku. htm

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/senshiyouken.htm

② わが国企業の出願状況（**図１**）を見ると，グローバル特許となるのは全体の１割程度に過ぎない。一方で大量の拒絶査定があるということは，無駄な重複出願すなわち研究開発投資が存在することを示唆している。さらなる，先行技術調査の徹底が，出願人には望まれている。

特許庁では，審査結果を現場に迅速にフィードバックすることにより研究開発を再評価，効率化できると考えている。個々の企業が，そのような自己診断等を特許庁のデータを利用して行えるように「特許戦略ポータルサイト（**図２**および以下URL参照)」が設けられている。そのメニューには，

１．海外への特許出願戦略に関連する情報
２．国内での特許権取得戦略に関連する情報
３．自己分析用データ（本格試行版）のダウンロード
４．技術動向・統計等に関連する情報
５．特許情報の利用
６．特許流通に関連する情報
７．インフラ整備（各種出版物，中小企業支援施策等）

がある。例えば，上記３．の自己分析用データを参照すれば，他社審査で引用された自社公開特許情報が分かる。申請による企業登録のみで無料で利用でき，2010年９月末時点で1090社が利用している。

http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm

③ 特許庁では，審査の的確性及び迅速性の向上のため，情報提供を広く受付けている。情報提供書類である刊行物等提出書は，従来書面での提出に限られていたが，

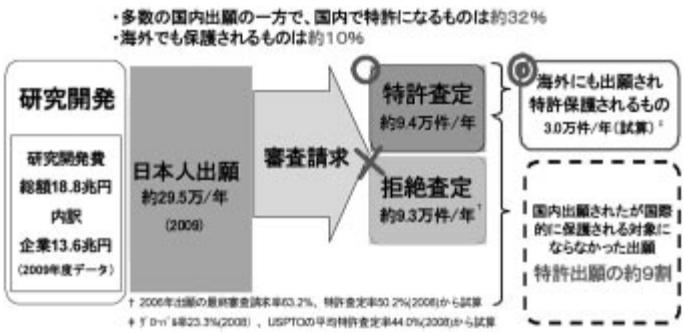

図１　わが国の出願動向

図２　「特許戦略ポータルサイト」の画面

2009年１月１日よりインターネット出願ソフトでのオンライン提出が可能となっている。インターネット出願が利用できる環境があれば，すぐにパソコンから情報提供ができ，書面で提出された場合に較べて，即時に審査官・審判官に対して情報提供をすることができる。また，書面での情報提供の場合と同様に，オンライン手続でも，無料かつ「匿名」で情報提供が可能であり，もっと利用して頂きたいとのことである。（**図３**および以下URL参照）

http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/internet_syutugan_online_kaisi.htm

④　さらに，出願人による先行技術調査を的確かつ効率的に行うことを支援するため，体系的に整理された各種の特許検索に関連する情報（検索実務各種テキストや検索ノウハウ）を提供するサービスや，中小企業向けの先行技術調査のサービスもある。（URLは以下）

http://www.jpo.go.jp/torikumi/searchportal/htdocs/search-portal/top.html

4　「溶接業界の特許出願・審査等に関する統計」の解説

本懇談会の継続的な講演題目として，溶接業界における特許出願・審査等の動向を報告頂いている。以下に，本年度の統計を抜粋し報告する。

全体観（**図４**）としては，緩やかに出願件数は落ちてきている。これは全出願人と同様の傾向であり，とくに溶接業界に限った傾向ではない。また，審査請求率は，全出願人に対し，溶接業界は５％ほど高めの傾向にある（**図５**）。

図６に，溶接業界の特許のグローバル出願率の推移を示す。図４に示した様に出願母数全体が減少する中で，グローバル出願率が横這いであることは，全出願に対する外国出願の割合が，出願件数にかかわらず一定であると推察される。

グローバル出願時に問題となるのは，外国での審査が日本のそれに先行することである。諸外国の特許庁からも，日本特許庁での審査が先行するよう期待されており，読者の皆様には，『JP-FIRST』制度の活用をお願いした

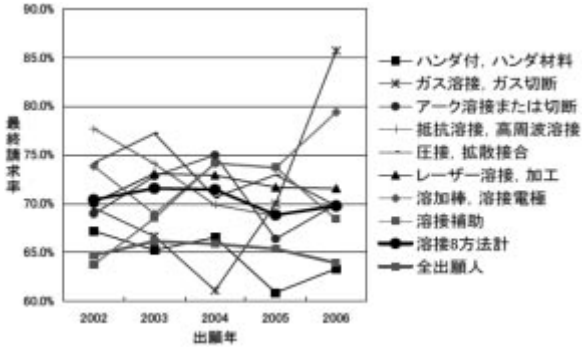

図５　審査請求率の推移

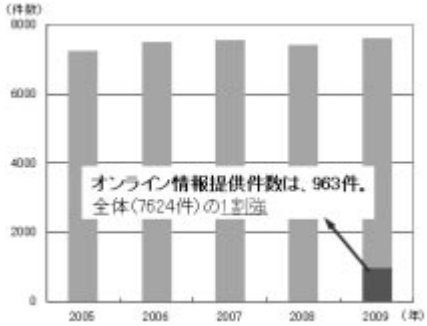

図３　情報提供件数の推移

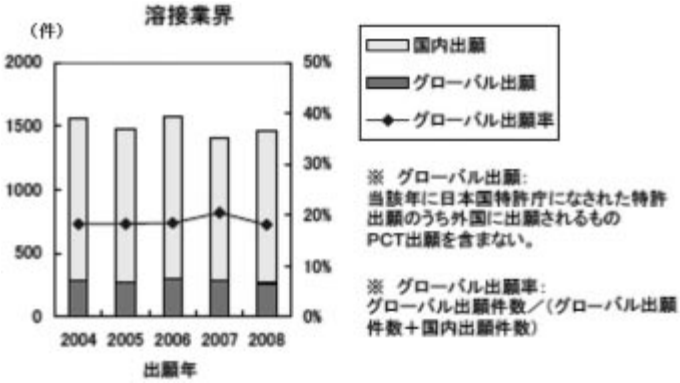

図６　溶接業界特許のグローバル出願率推移

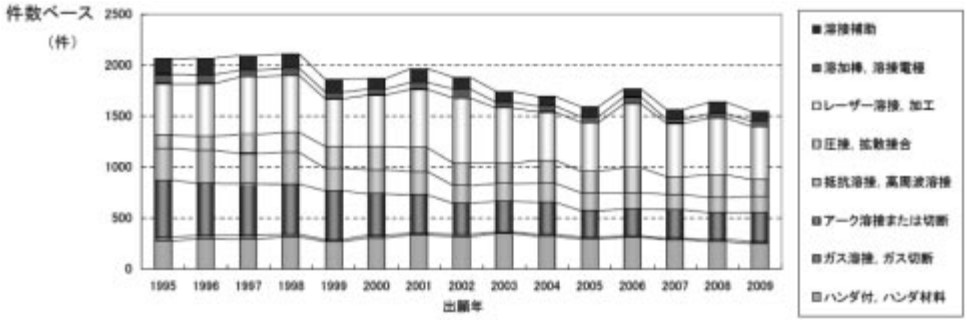

図４　溶接業界の出願件数推移（全体観）

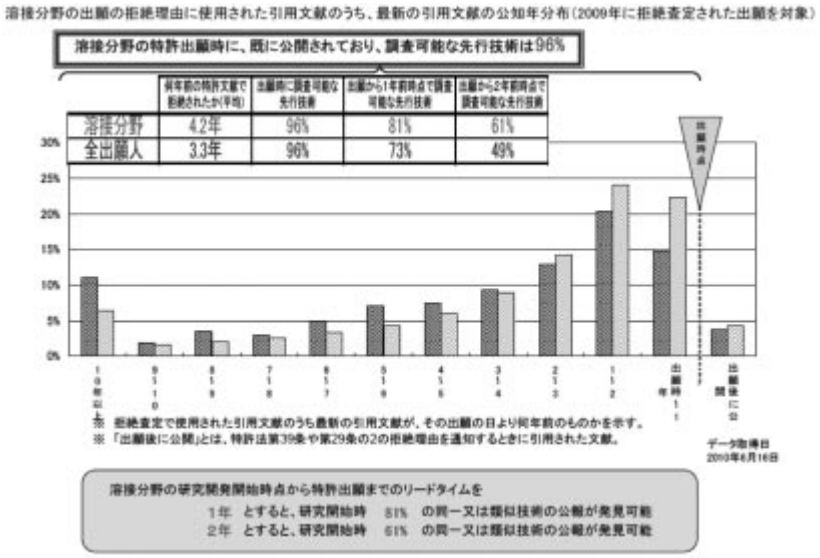

図７　拒絶理由の分析

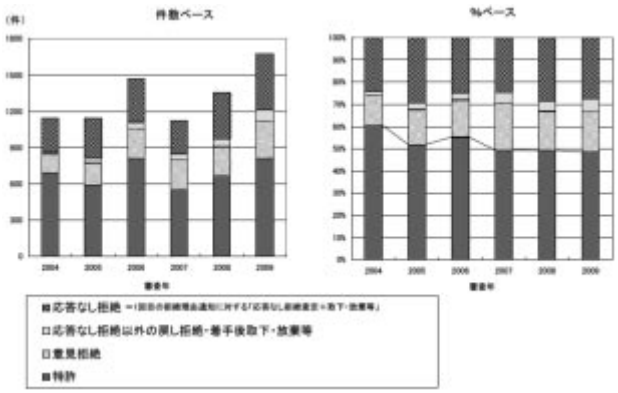

図８　溶接業界の特許審査状況推移

い。この制度は，以下の３要件を満たせば自動的に日本での審査を早期に優先的に行う制度である。

【JP-FIRSTの要件】

1）パリ優先権の主張の基礎となる特許出願であること（PCTの基礎となる出願を除く）

2）出願日から２年以内に審査請求すること

3）2006年４月１日以降のパリ優先基礎出願であること

図７には，審査段階での「拒絶理由」に上がった先行技術引用文献が，出願の何年前のものであったかを調査した結果である。溶接業界の場合，全出願人に比べより古い年数の文献が拒絶引例となっているのであるから，出願時の先行技術調査をしっかり行えば，同一または類似技術の公報が発見されやすい環境にあると言える。

図８は，溶接業界における特許査定率の推移を示す。近時は50％前後であることが分かる。**図９**は，特許査定率と応答なし拒絶率を国内のみの出願と，グローバル出願の基礎となった出願とで比較したものである。溶接業界は特許査定率，応答なし拒絶率ともに，全出願人に比べて若干成績の悪い傾向が見られる。

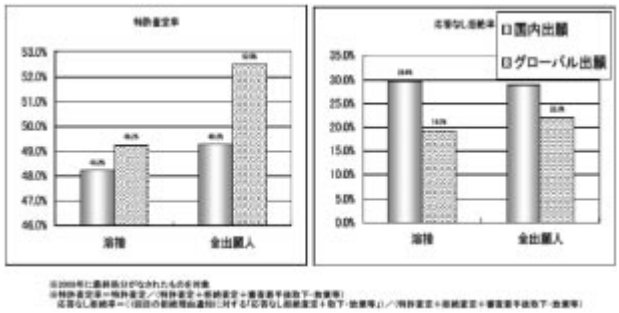

図９　特許審査状況

図10には，溶接業界の出願に対する「情報提供」の年次推移を示す。情報提供があると，「拒絶査定」となる確率が高くなる。溶接業界の情報提供件数は，2009年に減少に転じているので，更なる活用を期待したい。

5　知財の活用のために～知的資産経営・営業秘密管理・ロイヤルティ料率調査の概要～

産業構造審議会では「今後日本は，何で稼ぎ，何で雇用していくのか」について検討をすすめ，今般「産業構造ビジョン2010」を取りまとめた。その中で，日本経済の行き詰まりは一過性のものではなく，以下①～③の構造的な要因が存在していると分析された。

①　産業構造全体の問題：日本は，自動車産業依存の「一本足構造」であって，これを変えるべく他産業の育成が必須であること。

②　「ビジネスモデル」の問題：DVDプレーヤーのよう

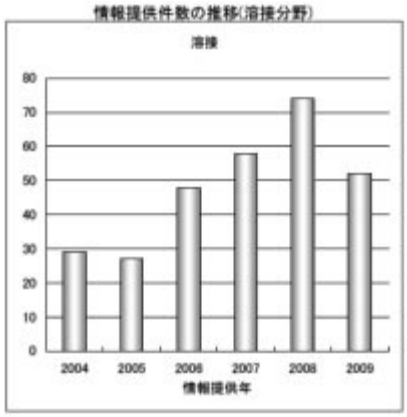

情報提供がされた出願の特許査定率(2009年(審査年))

	情報提供がされた出願の件数	(内)特許件数	特許査定率
溶接業界	45	17	37.8%
全出願人	6363	2285	35.9%

図10　情報提供制度の活用状況

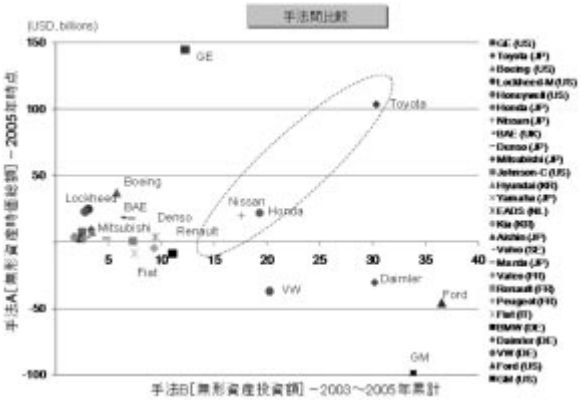

図11　輸送機器業界企業別無形資産価値の手法間比較

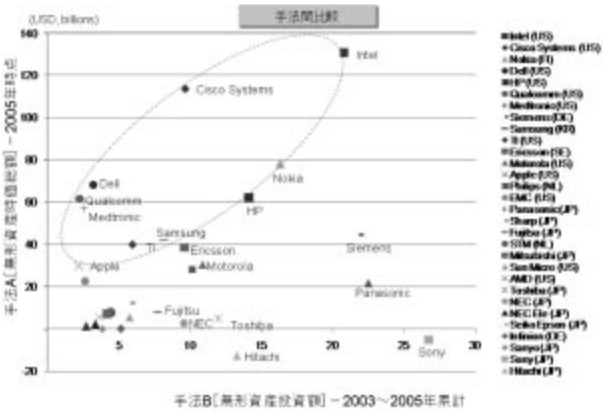

図12　電気業界企業別無形資産価値の手法間比較

に「技術で勝って事業で負けている」日本企業の体質を，知財戦略等を軸に変革すべきこと。

③　日本国の「ビジネスインフラ」の問題：法人税等のコスト引き下げ等の検討が必須であること。

本講演では，②のビジネスモデルの変革について，技術情報のブラックボックス化や技術標準化，それと密接な関係にある知的財産戦略がキーとなると考え，その為の切り口として，知財の活用にスポットを当てて現状分析を試みた結果を報告する。

知財という無形資産の価値を測定する試みとして，その企業や国家が，無形資産のためにかけた費用に対して，株式市場からどのくらいの価値評価を受けているかを，産業界別に調査してみた。その結果を**図11～図13**に示す。横軸の手法B）なる指標は無形資産投資額であり，その企業の一定期間の投資総額を有形資産関連の投資総額と無形資産関連（例えば，研究開発費，広告宣伝費）の投資総額とに分けて，無形資産関連の投資総額を無形資産の価値として算出する方法を取っている。一方，縦軸の価値評価の指標としては，無形資産時価総額法（手法A）を取っており，企業の市場価値総額（株式時価総額と長期借入（社債）との合計額）から有形資産総額（例えば，正味運転資金，有形固定資産，投資有価証券の他の資産）を差し引いて価値を算出する方法を取っている。平たく言えば，手法Aの指標は，株式市場から導き出される無形資産価値を推定しており，株式市場の評価（株価）が，その有形資産を上回る部分が無形資産的な価値だとしている。なお，本分析の基軸年度は2005年としている。理由は，直近2007年は世界的な不況による株価下落の影響が大きいため，基軸年度として過去５年間の時系列デー

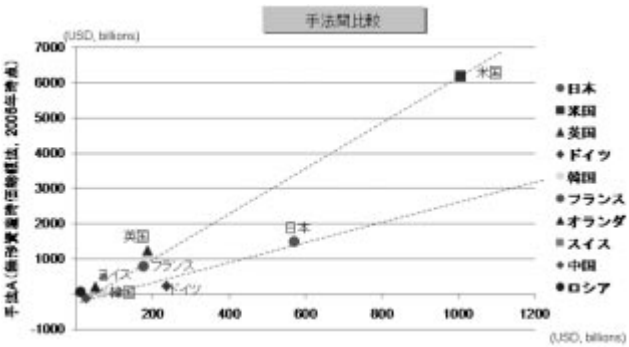

図13　全産業での国別無形資産価値の手法間比較

タの中間年である2005年を採用している。また，縦軸の手法A（無形資産時価総額法）は，価値算出の計算式の関係上，無形資産価値にマイナス値が出るケースがあるが，時系列の連続性や企業間の比較等の関係上，マイナス値のままでグラフに表示している。

図11からみると，日本の自動車業界は，相応の無形資産価値を評価されていることが分かるが，米国ビック３は，無形資産価値がマイナス値であって評価が低いことが分かる。ところが，図12の電気業界を見ると，日本企業は相対的に低い無形資産価値評価である。その理由としては，この分野の日本企業は他国企業に比べて自社工場等による自社製造のための投資に相当注力していること等によるものと推察される。

図13にて全産業で国別に比較してみると，日本の手法A／手法Bの比率は，米国のそれよりも低い。これは，米国に比して日本の無形投資（手法B）が，株式市場における無形資産（手法A）に反映されていないことを示唆している。英国，フランス，スイスの手法A/手法B比率は米国に近く，ドイツの比率は日本に近いことも分かる。

さて，日本企業が株式市場から無形資産的な価値を正当に評価されていないとすれば，その原因はなんであろうか？一つには，無形投資効率の観点から言えば，投資しているにも関わらず，それが効率的に利用されてないこと，事業戦略と整合的でない，または研究開発自体が成功していないこと等，無駄な投資が多いことによって株式市場に反映されないのではないかと考えられる。もう一つには，無形資産に係る情報開示の問題として，無形資産に対して投資をし，それが効率的に活用されているにもかかわらず，市場関係者にうまく伝わっていないのではないか？…とも考えられる。

今後のあるべき姿としては，自らの強みである知的資産を，企業内部で的確に把握し，それを企業外部（金融機関，取引先，株式市場）に積極的に示すといったような，いわゆる「知的資産経営」の手法が，ますます重要になってくるであろう。とくに中小企業においては，この様な知的資産経営を実践して行くことによって，内部マネジメントが向上し，人材育成や組織力の整備，企業理念の創設に役立つと考えられるので，ぜひとも実践して頂きたいと考える。

一方で，知的資産経営には，営業秘密の管理という大切な側面もある。つまり，営業秘密として管理することで，企業の優位性の源泉となるべき知的資産になるものが多々あるはずである。そのため自社の知的資産を営業秘密として法的保護を享受できるレベルで管理をすることは極めて重要である。同時に，その会社の営業秘密管理体制が整っているということは，外部（取引先，金融機関等）から見て，より前向きな経営評価を受けることが可能となるだけではなく，オープンイノベーション（共同研究）の場面でも，信用できる連携相手の企業として，より良い評価を得ることができる。

営業秘密が法的に保護を受けるためには，不正競争防止法の３つの要件に基づき判断される。特に重要なのが，秘密管理性である。秘密として管理されていることとは，①情報にアクセスできる者を制限すること（アクセス制限）と，②情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること（客観的認識可能性）とが，ポイントである。

営業秘密保護に係る制度整備の経緯であるが，近時，平成21年に「営業秘密侵害罪」の罰則強化がなされ，目的要件の変更，第三者等による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の拡大，従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入（平成22年７月１日施行）がなされた。これを受け，平成22年に「営業秘密管理指針」が改訂され公表されている（**図14**，**図15**）。

この営業秘密管理指針の中に掲げられている「チェッ

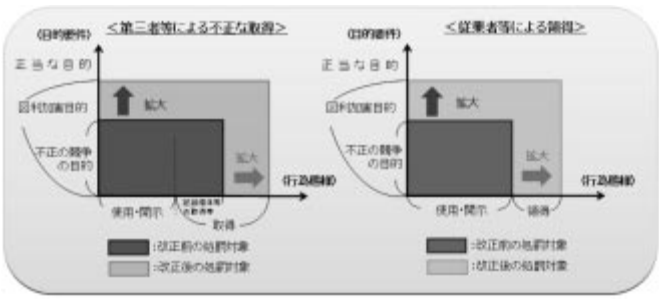

図14　平成21年不正競争防止法改正の主な内容

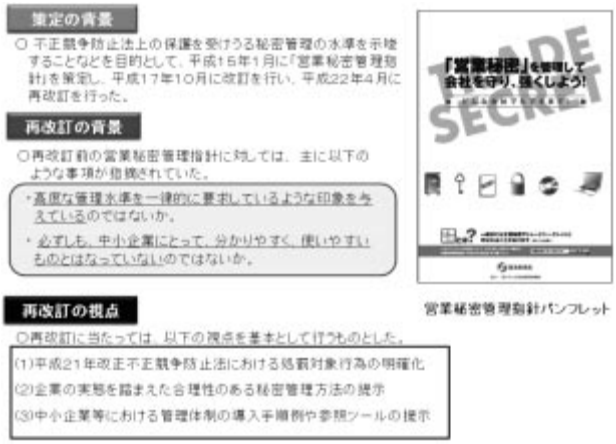

図15　営業秘密管理指針の再改訂

表２　特許権のロイヤルティ料率の平均値

		件数	平均	標準偏差	最大値	最小値
全体		680	3.7	2.3	32.5	0.5
技術分類	農業	10	3.0	1.4	4.5	0.5
	食料品，たばこ	4	3.8	1.7	5.5	1.5
	個人用品または家庭用品	13	3.5	1.6	7.5	0.5
	健康；人命救助；娯楽	54	5.3	3.2	14.5	0.5
	分離；混合	23	3.2	1.7	9.5	1.5
	成形	76	3.4	1.7	9.5	0.5
	印刷	10	3.3	1.0	4.5	1.5
	運輸	49	3.7	1.2	6.5	0.5
	マイクロ構造技術；ナノ技術	14	4.1	2.4	9.5	1.5
	化学	103	4.3	3.5	32.5	0.5
	冶金	26	3.2	1.6	5.5	0.5
	コンビナトリアル技術	1	4.5	－	4.5	4.5
	繊維または他に分類されない可とう性材料	5	3.3	1.9	5.5	0.5
	紙	3	3.2	2.1	5.5	1.5
	建造物	55	3.8	2.7	15.5	0.5
	地中もしくは岩石の削孔；採鉱	4	1.8	1.3	3.5	0.5
	機関またはポンプ	16	3.1	1.4	5.5	0.5
	工学一般	17	3.3	2.0	9.5	0.5
	照明；加熱	16	3.9	2.2	9.5	1.5
	武器；爆破	0				
	器械	63	3.5	1.9	9.5	0.5
	原子核工学	1	2.5	－	2.5	2.5
	電気	97	2.9	1.5	9.5	0.5
	コンピュータテクノロジー	12	3.1	2.0	7.5	0.5
	精密機器	37	3.5	1.9	9.5	0.5
	バイオ・製薬	64	6.0	4.6	32.5	0.5

クシート」については，100点を求めるものではないが，各企業において，組織的な管理レベルを引き上げるものとして，ぜひ活用して頂きたいものである。過去の漏洩事件の裁判例分析を踏まえて，秘密管理性について自己診断等することが可能なチェックシートとなっており，これから秘密管理体制を構築しようとする際，問題点の気づきを得ることができる非常に有効なものである。

さて，最後の話題として，ロイヤリティ料率の実態把握調査の結果を**表２**に示す。知財の「活用」の側面から見て，ロイヤリティ料率は，その指標であるといえる。よって，各業界のそれら料率の実態が明確になれば，知財の有効な「活用」を推進すると考え得る。

ロイヤリティ料率は，次のような点で重要である。

① ライセンス交渉活動を円滑化する点。交渉時のライセンス料率の相場観に乏しい中小企業等にとっても，他社の一般的料率が明確にあることで，交渉がし易くなる。また，異業種間の交渉においても役立つ。

② 知財流通／知財価値評価が円滑化する点。これまで，知財価値評価が困難であった理由は，（市場の不存在から）客観的な指標がなかったためである。ロイヤルティ料率を整備することで，それをもとに価値評価を行うことが可能になって行く。

③ 中小企業に対する資金供給を促進する点。有形資産に乏しい中小企業に資金供給をする際には，知財をはじめとした無形資産への着目が重要であり，ロイヤルティ料率が明確になることで，具体的な資金額が算定できるようになる。

④ 司法や行政での評価判断が，より実態を踏まえたものになる点。例えば，国税局にとっては，適切な移転価格税制度の運用において，参考とすべき指標となる。

また，裁判所にとっては，侵害訴訟などにおいて，賠償額の参考値となる。

⑤ 国際会計基準に対応できる点。M＆A等において，無形資産価値評価を行う際に，根拠データとしてロイヤリティ料率を活用することが考えられる。

図16には，産業界ごとの，特許権に対するロイヤルティ料率（平均値）の調査結果を示す。また，**図17**には，その根拠となる技術のライフサイクル年数（平均値）を示す。溶接業界は，これら棒グラフの「成形」というところに入っている。

「知的資産経営ポータルサイト（以下URL）」や，「ロイヤルティ料率データハンドブック」には，このような

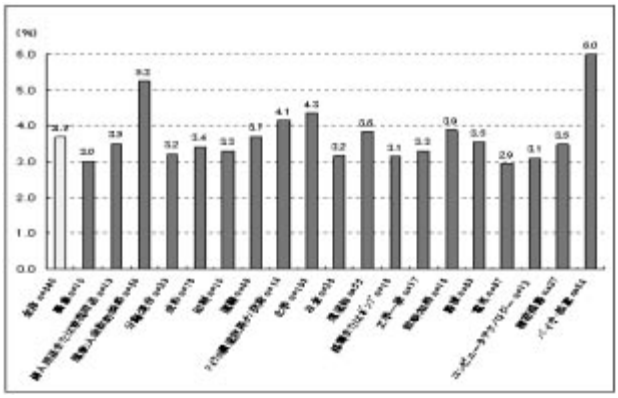

図16　各産業のロイヤリティ料率（平均値）

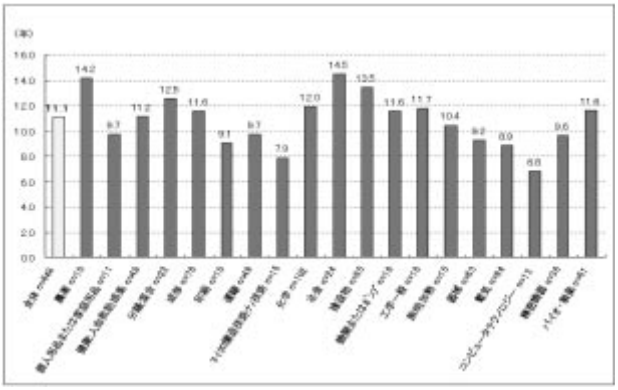

図17　技術のライフサイクル年数（平均値）

情報を掲載しており，参考にして頂きたい。
http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html

6　質疑応答

最後に，本懇談会で出た質疑応答の一端を収録させて頂く。紙面の都合で，すべてを記載できないことを，読者にはご了解頂きたい。

Q1）審査基準改訂が，特許実務に与える影響は何か？

A1）実務としてはほぼ従来通りと考えている。ただし，今般，新規に導入した「一般的定義」のみに該当する実例が出てくれば，周知して行きたいと考えている。

Q2）当業者にとって「自明」と言うことの証明方法は？　また，審査官の考える当業者とは何か？

A2）例えば，広辞苑等の辞書や教科書等を用いることで証明できる。

溶接分野であれば，その技術の一般常識を知っていると思える範囲が当業者と言えるが，色々な状況証拠から考えざるを得ない。審査官によって，それがブレないように，日頃から審査官同士で議論しつつ「出願時の技術常識」を考えるようにしている。

Q3）開発投資と株価との相関図において，日本の電気業界が投資額によらず評価が一定なのは何故か？知財の価値評価を，ロイヤルティ料率で評価することがどのようにできるのか？

A3）欧米の企業は，日本企業に比べファブレス化が進み，自社への投資額が相対的に下がっていると考えられるが，それが世界のトレンドであり，そうでない日本企業の成長性に不安がもたれているためではないかと思われる。知財の価値評価にはロイヤルティ免除法が比較的簡便で使いやすく，同評価方法において今回調査したロイヤルティ料率が使えると考えている。

Q4）営業秘密侵害罪で刑事告発した実例はあるのか？2件だけなのか？裁判において，企業秘密を公開しないような法整備は，今後，でき得るのか？

A4）侵害罪での刑事告発事例は，現在のところ2件だけと聞いている。企業秘密の刑事裁判における非公開については，目下，法務省と連携して法改正の研究をスタートしている。

Q5）標準化戦略と営業秘密管理との切り分けはどうなっているのか？素材分野ではどう考えたらよいか？

A5）素材の組み合わせのブラックボックス化の事例もあると聞いている。そのような事例を参考として頂きたい。

Q6）JPファースト制度が，出願人にとっては両刃の剣になることは無いのか？（例えば，他国で日本より先に審査されていれば特許されていたであろう案件が，先に日本で審査されたために日本の文献で拒絶されてしまうケースがあるのではないか？）

A6）厳密には各国特許法によるが，先進国では拒絶に用いる先行技術文献として全世界各国の公知文献を対象としている。したがって，この観点から，先進国では，いずれの国で最初に審査着手されても，出願人に不利益を被ることは特段無いと考える。（例えば，他先に審査され特許された案件に対し日本の文献で拒絶が可能であれば，日本国内でいうところの無効理由が存在することとなる。）

以上，昨年12月に実施された特許庁と（社）日本溶接協会員企業との懇談会概要を報告した。特許委員会としては，次年度以降も特許庁とこのような会合を継続実施する計画であり，「懇談会」の名にふさわしく，溶接業界と行政実務とを繋ぐ「意見交換会」として行きたいと考えている。

読者の皆様からの，本稿および懇談会全般に対するご意見ならびにご要望を，重ねてお願いしたい。